

東京都健康長寿医療センターによる障害者就労施設等からの物品等調達方針

第1 目的

本方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第 9 条の規定に基づき、障害者就労施設等で就労する障害者の自立の促進に資するため、東京都健康長寿医療センター（以下「センター」という。）が令和 6 年度に行う物品等の調達に際し、障害者就労施設等からの調達の推進を図ることを目的とする。

第2 令和 7 年度の調達方針

1 調達する物品等

センターが契約によって調達する物品等のうち、文房具事務用品、印刷、役務の提供等、障害者就労施設等が受注することが可能なもの

2 対象となる施設等

本方針の対象になる施設等は、障害者優先調達推進法第 2 条第 2 項から第 4 項までに規定する次の障害者就労施設等とする。

ア 障害者支援施設

イ 地域活動支援センター

ウ 障害福祉サービス事業を行う施設（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）

エ 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法第 18 条第 3 項の規定により必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）

オ 障害者優先調達推進法施行令（平成 25 年政令第 22 号）第 1 条第 1 号に規定する事業所（特例子会社）

カ 障害者優先調達推進法施行令（平成 25 年政令第 22 号）第 1 条第 2 号に規定する事業所（重度障害者多数雇用事業所）

キ 在宅就業障害者

ク 在宅就業支援団体

3 物品等の調達目標

予算の適正な使用、契約における経済性、公正性及び競争性に留意しつつ、この方針の目的に沿うために、障害者就労施設等から物品等の調達の推進に努める。

4 物品等の調達の推進方法

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するために、次の取組を行う。

障害者就労施設等の受注機会増大のための措置

物品等の調達に当たっては、適正な価格、機能及び品質を確保しつつ、次の観点についても配慮することとする。

- ア 物品等の調達が新たに生じた場合には、障害者就労施設等からの調達の可能性について検討するように努める。
- イ 物品等の調達について、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう可能な限り分離分割発注を行うなど発注方法を考量するように努める。
- ウ 物品等の調達について、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう履行期間及び発注量を考量するように努める。
- エ 物品等の調達に際しては、障害者就労施設等から調達が可能となるよう、性能、規格等必要な事項について、障害者就労施設等に対し十分な説明に努める。

第3 その他

センターは、障害者優先調達推進法第9条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を作成し公表するものとする。また毎事業年度の終了後、障害者就労施設等からの物品等の調達の実績の概要を取りまとめ、公表するものとする。

令和6年度「地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター」における
障害者就労施設等からの物品等の調達実績について

主な調達先	就労継続支援施設
契約件数	22件（印刷等）
調達金額	¥5,390,352－